

令和3年 第5回 東神楽町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和3年6月30日(水) 15時30分 から 17時03分

2. 開催場所 東神楽町役場 2階 研修室1

3. 出席委員 12名

会長	12番	小足 幸久
会長職務代理	1番	島田 謹介
	2番	蒔田 義仁
	3番	前田 哲也
	4番	伴野 善清
	5番	野々瀬 浩司
	6番	岸本 昌延
	7番	大柿 誠
	8番	安藤 有一
	9番	栗本 豊美
	10番	伊藤 伸也
	11番	藤田 尚広

4. 欠席委員

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 報告第1号 農業委員会の概況報告について

第3 報告第2号 農地法第6条の2第1項の規定に基づく解除条件付き賃貸を適用した農地等の利用状況報告について

第4 報告第3号 農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について

第5 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第6 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第7 議案第3号 あっせん委員の指名について

第8 議案第4号 東神楽町農業振興地域整備計画の変更について

第9 議案第5号 農業委員会の点検・評価及び活動計画の策定について

第10 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 長野 泰定

主査 宮原 健太

主事 武田 翔太

開会

事務局長

そうしましたら、皆さん束の間の休息を挟みまして。よろしいでしょうか。そうしましたら、只今の出席委員は12名であります。定足数に達しておりますので、只今から東神楽町農業委員会、総会を開会いたします。農業委員会憲章を朗読いたします。ご起立願います。今日は4番目になります。私に続いて朗読願います。ひとつ、農業委員会は、豊かで活力のある農業・農村を築くため、担い手の育成と後進者の確保に努めます。ご着席ください。それでは、会長からごあいさつをいただきます。

あいさつ

会長

はい。東神楽農業委員会第5回、通算712回の総会の開会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。先程の年金協議会代議員会に続きましてですね。農業委員会総会ということで、こちらがメインでございますけど、大変お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。皆さんも午前中のように、天候が良すぎてですね。雨が全く降らない日が続きましてですね。田んぼの方は何とかかんとか稲の方は、成長しているんですけども、畑の方は恐らくですけども干ばつでちょっと大変なことになっているんじゃないかなと推測しております。で、本来であれば、今時期は道内研修という形で、皆様と一緒に今年であれば釧路の方に行く予定でしたけれども、まあコロナの方で順延ということになっておりますけれども。まん延防止の方もまだ解かれていないということもございましてですね。大人数での飲み会はまだまだできないという形になっております。早くですね。皆様と膝を突き合わせて、飲みながらですね。いろんな話をしたいなと思っているところでありますけれども。こればかりはですね。道の要請に従いながら、我々としては行動しなきゃならない立場にございますので、農業委員会のことに関しましては、皆様ご協力をお願いします。本日も案件ありますけれども、慎重審議のほどよろしくお願いします。

会議録署名委員

会長

それでは<日程第1> 農業委員会会議録署名委員の指名について、本日は6番、岸本委員。7番、大柿委員。

【報告】概況報告

会長

<日程第2> 報告第1号 農業委員会の概況報告について、事務局よりお願いします。

宮原主査

はい。報告第1号、令和3年4月28日以降におけます農業委員会の概況について報告させていただきます。6月16日水曜日。令和3年度東神楽町議会第2回定例会に小足会長が出席されております。以上です。

【議案】農地法第6条の2第1項の規定に基づく解除条件付き賃貸を適用した農地等の利用状況報告

会長

<日程第3> 報告第2号 農地法第6条の2第1項の規定に基づく解除条件付き賃貸を適用した農地等の利用状況報告について、事務局より報告願います。

宮原主査

はい。農地法第6条の2第1項の規定に基づく解除条件付き賃貸を適用した農地等の利用状況報告について、報告いたします。受付番号1番。〇〇。土地の所在〇〇。地番〇〇。現況地目は「田」です。面積は10,474㎡。作付状況は、菌床椎茸863㎡。反収は28,161kg。農地又は採草放牧地の周辺の農業上の利用に及ぼしている状況として影響ございません。地域の

農業における他の農業者との役割分担の状況に関しても、話し合い済みとなっております。業務執行役員状況としまして〇〇代表取締役。農業従事日数につきましては、180日となっております。以上です。

会長

何かございますか。

【議案】農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告

会長

続きます。<日程第4>報告第3号 農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について、事務局より説明願います。

宮原主査

はい。農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告を行います。今回は9件上がってきております。受付番号16番。〇〇。経営面積は田畑あわせまして2.5ヘクタール。形態要件は、株式会社。事業要件の生産する農畜産物につきましては水稻みつば、カイワレ、豆苗、ミニトマト、ブロッコリースプラウト。農業以外では除雪作業をされております。構成員要件は、〇〇さん、110株。農業従事日数は365日。〇〇さん、635株。農業従事日数は365日。〇〇さん、110株。農業従事日数250日。〇〇さん。100株。次のページに移りまして、〇〇さん。50株。〇〇さん。60株。〇〇さん。170株。〇〇さん。50株。となっております。ページ戻りまして、業務執行役員要件は〇〇さん、代表取締役。〇〇さん、取締役。農作業従事日数につきましてはともに、365日となっております。5ページの方をご覧ください。受付番号17番です。〇〇。経営面積は田畑あわせまして168.9ヘクタール。形態要件は特例有限会社。事業要件の生産する農畜産物につきましては、米、甜菜、馬鈴薯、小麦、大豆、スイートコーン。関連事業等の内容といたしましては、農作業受託を行っております。構成員及び業務執行役員要件といたしましては、〇〇さん、60株。代表取締役。〇〇さん、12株。取締役。農業従事日数、農作業従事日数ともお二人とも280日となっております。続きます。6ページの方をご覧ください。受付番号18番。〇〇。経営面積が田畑あわせまして1ヘクタール。形態要件は特例有限会社。事業要件の生産する農畜産物につきましては、小ネギ、水菜、小松菜。構成員及び業務執行役員要件は〇〇さん、30株。代表取締役。農業従事日数、農作業従事日数ともに250日となっております。受付番号19番。〇〇。経営面積は田畑あわせまして27.5ヘクタール。形態要件は特例有限会社。事業要件の生産する農畜産物につきましては水稻。構成員及び業務執行役員要件は〇〇さん。550株。取締役。〇〇さん、50株。取締役。農業従事日数、農作業従事日数ともお二人とも360日となっております。続きます。7ページになります。受付番号20番。〇〇。経営面積は田畑あわせまして102.2ヘクタール。形態要件は株式会社。事業要件の生産する農畜産物につきましては、馬鈴薯、甜菜、小麦、スイートコーン、アスパラ。事業要件として、農業以外にアパート経営をされています。構成員要件は、〇〇さん。40株。農業従事日数、300日。〇〇さん。20株。農業従事日数270日。〇〇さん。40株。農業従事日数250日。業務執行役員要件といたしまして、〇〇さん。代表取締役。農作業従事日数は270日。〇〇さん。取締役。農作業従事日数は240日。〇〇さん。取締役。農作業従事日数は210日となっております。続きます。受付番号21番。〇〇。経営面積は田畑あわせまして、388.2ヘクタール。

島田代理

違う。違う。

宮原主査

失礼いたしました。数字が一桁違いました。申し訳ございません。

事務局長

38.82だね。

宮原主査
宮原主査

38. 82ということです。申し訳ございません。

形態要件は合同会社。事業要件の生産する農畜産物につきましては、小麦、水稲、野菜。関連事業の内容といたしましては、農作業受託を行っております。構成員及び業務執行役員要件は〇〇さん。90株。代表社員。農業従事、農作業従事日数は270日。〇〇さん。5株。農業従事日数、農作業従事日数は210日。〇〇さん。5株。農業従事日数、農作業従事日数は250日となっております。8ページの方をご覧ください。受付番号22番。〇〇。経営面積は田畑あわせまして、103.2ヘクタール。形態要件は株式会社。事業要件の生産する農畜産物につきましては、菌床椎茸、露地野菜、大豆、そば、醸造用ぶどう。関連事業の内容といたしましては、農作業受託を行っております。構成員及び業務執行役員要件は〇〇さん。10株。代表取締役。農業従事日数、農作業従事日数ともに360日となっております。受付番号23番。〇〇。経営面積は田畑あわせまして、37ヘクタール。形態要件は特例有限会社。事業要件の生産する農畜産物につきましては、米、麦、野菜。構成員及び業務執行役員要件は〇〇さん。100株。代表取締役。農業従事日数、農作業従事日数ともに280日となっております。報告の最後になります。受付番号24番。〇〇。経営面積は田畑あわせまして、70.4ヘクタール。形態要件は、株式会社。事業要件の生産する農畜産物につきましては、米。関連事業の内容といたしましては、農産物加工品を作っております。構成員及び業務執行役員要件は、〇〇さん。200株。代表取締役。農業従事、農作業従事日数は200日。〇〇さん。〇〇さん。ともに100株。取締役。農業従事、農作業従事日数ともに300日となっております。以上9件、報告書類を確認させていただきましたが、農地適格法人として問題ないこと報告させていただきます。以上です。

会長

事務局、報告終わりましたけども何かご意見、ご質問ありますか。なければ、続けます。

議案】農地法第18条第6項の規定による通知

会長

<日程第5> 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明願います。

武田主事

はい。それでは農地法第18条第6項の規定による通知について説明させていただきます。地番図でいうと1ページ目になります。2番。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」。面積が4,674㎡。貸主は〇〇さん。借主は〇〇さん。解約の成立日につきましては、令和3年3月1日。土地の引渡日については、令和3年3月28日となっております。こちら、合意解約の一部解約となっております。解約の事由といたしましては、ポン川改修工事（八千代川地区）に係る農地買収を予定しているため、解約したいということとなっております。当初契約期間につきましては、平成28年11月30日から令和8年11月30日までの強化法で結ばれたものを解約するというかたちとなっております。こちら地番についてはですね。の内ということだけで切らせていただいているんですが。当該農地につきましては、令和3年3月29日に分筆がかかっている、買収箇所が分かれております。しかしですね。分筆前に買収がかかっておりますので、分筆後の新しい地番での解約ということができないことになっております。したがって当時に遡って内地番で切れた部分のみを解約するというので、今回このような表記となっております。また、総会にはかからない案件になるのですが、残った〇〇の地番につきましては、こちらについては、農地の集積計画の面積等が変わることになりますので、変更決議書もとりに交わすこととなります。以上です。

会長	はい。農地法18条第1項に係る許可を要しないものであることが確認できたため、適法な解約といたします。
----	--

【議案】 農業経営基盤強化法促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定

会長	続きますして<日程第6>議案第2号 農業経営基盤強化法促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。利用権設定の新規案件は1件ごとに審議し、継続案件については変更点のみ説明致します。なお、番号13番及び14番、都合2件については、一括説明とし、審議は1件ごとと致します。では、事務局より説明願います。
会長	13番はですね。会議規則第15条の規定によりまして、〇〇委員の退席を求めます。13、14ですね。それでは、番号13番、14番。
武田主事	はい。それではですね。農用地利用集積計画の決定についてご説明をさせていただきます。
武田主事	それでは説明は13番、14番続けて説明させていただきます。まず13番です。利用権の設定を受ける者〇〇さん。利用権の設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。仮地番〇〇。現況地目「田」。面積が10,689㎡。続きますして14番。利用権の設定を受ける者〇〇さん。利用権の設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。仮地番〇〇。現況地目「田」他1筆。合計面積が12,987㎡。こちらはどちらも賃借権の使用貸借という話になっております。利用権の設定期間につきましては、本日から、令和12年11月30日までの10年間となっております。賃借料につきましては使用貸借のため無償。今回この13、14番につきましては、国営案件になっているんですが、まず13番については地番図の3ページをご覧くださいとわかりやすいかなと思うのですが、国営図面がついておりまして、もともとですね。この左側の4枚の田んぼを。〇〇さんが作ってらっしゃいまして、逆に右側については、〇〇さんが3枚の田んぼ耕作しておられました。この度国営工事が入ったことによって横長の上下に分かれて田んぼができて、上側を〇〇さんが作ることで、下側の田んぼを〇〇さんが作ることでなりました。そうなるそうですね。図面の該当箇所の枠がある通りですね。自己保有でないところ農地に田んぼの水張がかかるようなこととなります。よってそれぞれ賃貸の関係が生まれることとなります。14番についても同様でありまして、ページ図面につきましては、6ページになります。今度は逆のようなかたちですね。こちらそれぞれの水張面積に関しては、農地台帳上で面積計測をして割り出した面積になります。以上です。
会長	担当委員、私です。
会長	こちらの案件なんですけども、今事務局から説明があったとおりなんですけども。補足的なことをさせていただきますと。〇〇さんと〇〇さんの田んぼが横並びにあったものを、国営の区画整理で長い田んぼにしなきゃならないということで、上下に分かれたというかたちになっております。お互い持っていた分を自分の田んぼに当てはめるというかたちで、面積的にもほぼ似たような面積だということで、無償ということになっております。こっちはお互い同士で話し合いはついているということで、本来であれば一枚の田んぼで誰かが作るということがいいんでしょうけども。お互いに自分の土地であるということもありまして、その辺はですね。自分の土地を持ちたいということで、真ん中に畦を引いたというかたちとなります。お互い納得しているという案件になるので、問題ないかと思っております。以上です。それでは番号13番に関して、何かご意見ご質問ございませんか。無ければ決定いたします。続きますして、14番なんですけども、何かご意見ご質問ございませんか。無ければ決定いたします。

会長 武田主事	<p>続きまして、番号15番。</p> <p>はい。番号15番です。利用権の設定を受ける者、同じく〇〇さん。利用権の設定をする者、〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。仮地番〇〇。現況地目「田」。合計面積が352㎡。こちらも賃借権の使用貸借となっております。利用権の設定期間につきましては、本日から、令和12年11月30日までの10年間となっております。賃借料につきましては使用貸借のため無償。こちらは14番の案件と一緒にのところなのですが、地図でいうと、地図9ページです。〇〇さんが耕作される田んぼのちょっとした部分が〇〇さんの所地にかぶってしまったので、新規で使用貸借契約することとなりました。面積の計算については先程のとおりです。以上です。</p>
会長 会長	<p>こちらの方も説明わたくしです。</p> <p>こちらの案件ですが、〇〇さんですね。高規格道路の残地という形で、向こう側に残った形なんですけども。そのほんの一部が〇〇さんの方の農地に含まれた案件でございます。52㎡ということなんで、反当面積計算しますと、大体700円くらいという計算になりますので、それくらいなら〇〇さんとしても、まあいいだろうというかたちです。今回も無償ということになっております。国営に絡んだ案件でございますが、何も無いかと思っておりますけど、ご審議お願いいたします。何かご意見ご質問ございませんか。無ければ決定いたします。</p>
会長 武田主事	<p>続きまして、継続案件16番。</p> <p>はい。それでは、継続案件につきましては変更点のみご説明をさせていただきたいと思っております。16番については、反当価格がもともとですね9,800円から9,000円と変更になり、従って賃借料も減少しております。以上です。</p>
会長 各委員 会長	<p>継続案件ではございますけれども、何かご意見ご質問ございませんか。</p> <p>(ないとの声)</p> <p>無ければ決定いたします。</p>

【議案】 あっせん委員の指名について

会長	<p>続きまして<日程第7> 議案第3号、あっせん委員の指名について事務局より説明願います。</p>
会長 各委員	<p>あっせん委員の指名は会長一任でよろしいでしょうか。</p> <p>(良いとの声)</p>
会長 会長	<p>それでは指名いたします。番号3番。島田代理、伴野委員、大柿委員、蒔田委員。</p> <p>4番。島田代理、伴野委員、大柿委員、岸本委員、蒔田委員。以上です。よろしく願いいたします。</p>
事務局長 会長 武田主事	<p>説明ざっとしなくていいですか。</p> <p>委員の方の説明はしたんですけども、事務局の方から説明をお願いします。</p> <p>はい。それではあっせん申し出のあった案件について、説明いたします。まず3番申出人住所〇〇、氏名〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「畑」他4筆。合計面積が128,668㎡。農振農用地区域内。申出理由売買。畑のみで128,668㎡となります。地図でいうと、11ページの方となっております。続きまして、4番申出人住所〇〇、氏名〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「畑」他2筆。合計面積が3,158㎡。農振農用地区域内。申出理由売買。田の水張面積200㎡畑の面積2,958㎡となります。地図でいうと12,13,14ということで1,2,3というかたちとなっております。距離が遠いもので、番号をふらせてもらっ</p>

会長	<p>ています。以上です。</p> <p>4番なんですけども、担当地区が分かれているということで、あっせん委員さんの数も担当地区で割り当てていくと人数多くなったということで。この〇〇に関してのあっせんということなので、あっせん委員も一編に選ばせてもらいました。</p>
会長	<p>よろしくお願ひいたします。</p>

議案】東神楽町農業振興地域整備計画の変更

会長	<p><日程第8> 議案第4号 東神楽町農業振興地域整備計画の変更について、説明願ひます。</p>
武田主事	<p>はい。それでは東神楽町農業振興地域整備計画の変更につきまして、説明いたします。お手元の資料で、右上に議案第4号資料と書かれた用紙になります。この度、産業振興課より農振農用地からの除外の意見照会をいただいております。当委員会にて審議し問題なければその旨回答するような形となっております。次ページの計画の概要になりますが、今回、携帯電話の通信用アンテナ用地設置のために6㎡を農振農用地から除外したいという旨になります。次ページにいきまして、設置者は〇〇で、所在は〇〇の内6㎡で所有者は〇〇の〇〇さんです。計画は記載のとおりです。こちらは〇〇さんの入り口付近の場所となり、次ページに位置図がついています。また、農地転用の話になりますが、今回の案件は農地法施行規則第53条第14号の認定電気通信事業者が中継施設に要する場合に該当するため、5条の転用許可は必要なく、すなわち転用の許可申請すらいらぬということになります。以上です。</p>
会長	<p>何かご意見ご質問ございませんか。農振計画の変更についてはですね。支障がないとして回答してよろしいでしょうか。それでは回答いたします。</p>

【議案】農業委員会活動の点検・評価結果及び活動の策定

会長	<p>続いて、<日程第9> 議案第5号、農業委員会活動の点検・評価結果及び活動の策定について事務局より説明願ひます。</p>
武田主事	<p>はい。それでは農業委員会活動の点検・評価結果及び活動計画の策定ということで、農業委員会等に関する法律第37条に基づいて、こちら毎年行っているのですが6月30日まで本日までに農業委員会としての目標、活動の点検、また活動計画を作るものとなっております。その中で、提案をさせていただきたいと思ひます。今回みていただく資料につきましては、議案第5号別紙と右上に書いてある資料になります。1ページ目から順番に説明していきたくと思ひます。</p>
武田主事	<p>では、1ページ目、別紙様式1について。令和3年度の目標とその達成に向けた活動の計画となっております。まず、1. 農業委員会の状況として、令和3年3月31日現在のものとなつていまして、1番、農家・農地等の概要の数値に関して、農水省が発表している農林業センサスという統計や、作付面積統計といった統計データをもとに数値を入れております。この農林業センサスにつきましては、2015年版を使用しており数字は昨年のもので変わっておりません。変わる部分といたしましては、概要の一番右、認定農業者などが書いてある表になります。こちらについては産業振興課のほうに聞き取りをしていまして、下の耕地面積や、経営耕地面積等々についても、殆ど変わりはありません。その次、2番です。農業委員会の現在の体制ということで、今現在の皆さまの状況が載っております。昨年の改選にて40代以下の方、蒔田委員・野々瀬委員の2名が増えました。次のページにいきまして、II番、担い手への農地の利用集積・集約化ということで、現在、管内の農地面積としては3,230haで、その内集積されている面積は3,</p>

090haということになっております。集積率としては96%ということになっております。こちらは、北海道より指定されている数値となっております。課題といたしまして、農業者の高齢化及び後継者不足により、農業者数が減少。これに伴い、遊休農地や耕作放棄地の増加が懸念されるということになります。そして、2番。令和3年度の目標及び活動計画ということで、集積面積の目標3,090haということで現状維持としています。今年の3月総会にて決めた農地等の利用最適化の推進に関する指針で目標とした面積に、すでに到達しているため現状維持としております。そして、活動計画として、農地の出し手及び受け手の要望や利用状況を随時把握し、集積を図るということで通年ということになっております。そして、Ⅲ番。新たな農業経営を営もうとする者の参入促進ということで、過去3年の実績といたしましては、特に居なかったということになっております。新規参入についての課題としては営農の技術の習得及び、農業経営開始時の資金や農地の確保等が大変であるということです。活動計画といたしまして、新規参入は毎年あげるとするのは難しいと思いますが、一応、1経営体参入させるということにしております。参入の目標面積については10haになります。計画としては、関係機関と連携し、随時新規参入者の受け入れに取り組むということになっております。続いて3ページになります。Ⅳ番ですね。遊休農地に関する措置ということで、管内の農地面積は先ほど申し上げたとおりです。現在、遊休農地の面積として東神楽町であげておりますのが、〇〇さんが〇〇さんから農地を購入した部分のところとなっておりますが、こちらは国営の工事にて解消予定ということで話ができております。したがって、実質0なのですが、現状としての面積を載せさせていただいております。そして、活動計画については、解消面積は1.0haということで上げております。農地パトロール等を行うということを書いております。その中で特に直近1年間の農地法第3条の案件や、転用案件の移行の状況を重点的に確認するというので、記載させていただいております。続きまして、下のⅤ番です。違反転用への適正な対応ということで、こちら違反転用への対応ということになっております。違反転用面積、現在、報告している部分については0.3haということで、〇〇の部分のみということになっております。こちらは一向に進んでいない状況ではあります。したがって、課題としては現在も解消に至ってない1件が課題である。関係機関と連携を密にしながら解決に向けて取り組むということとなっております。またその対策として活動計画。日々の農地パトロールを行うことにより、情報収集や周知徹底を図る、また、関係機関との連携を密にして違反転用の未然防止に努める。ホームページ及び広報等による周知を行うということになっております。以上のような計画で令和3年度進めていこうかと思っております。

武田主事

続きまして、別紙2になります。今度は令和2年度分の活動の点検・評価ということで、このページにつきましては、初めのページと同様になります。次のページになります。Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化につきましては、現状及び課題ということで昨年令和2年3月現在の状況が記載されています。集積面積が3,100.9haということで、集積率が96%でした。そして、令和2年度の目標及び実績ということで、最終的に集積目標3,175haを目指して、実績としては最終的に3,090haということになっております。で、そのうち、新規実績としては4haが完全なる新規案件となっております。達成の状況としては97.3%ということです。そして、目標の達成に向けた活動として、農地の貸し手や借り手の要望や利用情報を随時把握し、効率的な集積化を図る。実績としては農地の貸し手や借り手の要望や利用情報を随時把握し、効率的な集積を図った。また、離農者が耕作していた農地は速やかに調整を行い、担い手

に集積するように努めたということとしています。また目標及び活動に対する評価ということで、目標達成とはならなかったが、今後も同じように調整を行っていくことと、活動に対する評価については、離農や農地整理の際、後任を迅速に探すなどして、農地の集積に尽力したということを書いております。続きまして、次のページです。こちらが新規参入の関係の話となっております。現状及び課題は先ほどご説明した通り新規参入はなしとなっております。令和2年度も実績は無いので、発生状況は0ということになっております。活動計画は先程と同じで、実績としては連携し、受入に取り組んだが、特に新規参入も問い合わせもなく新規参入を達成できなかったということになっております。目標及び活動に対する評価として目標に対する評価のそのままなのですが、新規参入者の確保ができなかった。活動に対する評価として新規参入を図れなかった。今後も引き続き取り組むということになっております。次のページにいきまして。こちら先ほどご説明した内容と一緒にですので、4番の目標及び活動に対する評価のところまで飛びます。こちら先ほどお話しした通りなのですが、国営農地緊急再整備事業により、解消予定であるということですので、後はこれ以上遊休農地が増えないようにしていくということです。活動に対する評価として、遊休農地は発生しておらず、適正に活動できているということにしております。次のページです。違反転用への適正な対応ということで、こちら先ほどと全く同じで、取り組んでおりますが、解決できていないため、達成できませでしたというような内容となっております。実績としては、利用状況調査を行ったので、10月に調査を行い、広報等により違反転用により違反転用の周知も行っております。評価につきましては、上記活動を実施したが、違反転用の件については解消されていないため、関係機関と連携して是正指導の強化が必要ということになっております。次のページですVI番。農地法等によりその権限に属された事務に関する点検ということで、対象の事務が何件あったかというものになっています。農地法第3条に基づく許可事務が、令和2年度は、全部で14件。うち全て許可14件となっております。続いて、下の2番。農地転用に関する事務としては1年間の処理件数は6件となっております。次のページに移ります。農地所有適格法人からの報告への対応ということで、管内の農地所有適格法人数が29法人あるうち報告書の提出を行ったのが26法人。そのうち最終的に提出が無かったのが1法人ということになっております。提出しなかった理由といたしましては不明ということで、督促を行っておりますが、最終的に報告書は出てきませんでしたということになっております。対応方針としてはまた報告書、提出に対する指導を継続することとなっております。4番です。情報の提供についてということで、賃借料情報の調査・提供ということでこちら1月総会にて毎回確認している賃借料情報の提供件数ですので、84件ということで載せております。その下、農地の権利移動等の状況把握につきましては、調査対象権利移動件数が253件ということになっております。この253件は何かというと農地法3条で処理した案件、集積計画より所有権移転設定を行ったもの、5条転用によって権利が移動したもの、そして解約、そして期間満了を迎えたもの全てが対象となっております。こちら全てを併せて253件ということになっております。また、その下、農地台帳の整備ですが農地台帳で整理している農地の面積については3,609haということで記録をしております。そして、最後のページVII番です。こちらにつきましては、地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容ということで、農地利用最適化等に関する事務及び農地法等によりその権限に属された事務については特になしということになっております。次にVIII番にいきまして、事務の実施状況の公表等ということで、総会等の議事録の公表についてはホームページに公表しております。おります。2の農地等利用最適化推進施策の

改善についての意見の提出ということで、1件、書かれている通りの意見を提出しております。最後、活動計画の点検・評価の公表ということで、只今、ご覧いただいているこちらの資料に関するものもホームページにて公表しております。以上です。

会長

はい。点検・評価結果及び活動計画で、何かご意見ご質問ございませんか。

伊藤委員
事務局長

ちょっと最後の方に、適格法人の未提出って言えるんですか。そこまで言って問題ない。

3月までに報告がなかったんですけども。4月に入ってから報告ありまして、いやごめん。読んでもよくわかんなかった。こういうの書くの苦手なんだわ。これからもよろしく願いますね。ということで終わっています。

伊藤委員
会長
事務局長

わかんないなら、前回のコピー付けてあげればいいんじゃないかな。近所の人ならそう言う。その前にこの報告書作ったってこと。

令和2年度の点検なんです。なので、国の方には全市町村出しなさいということにしている。全部3月までで切るんですね。4月の14日くらいだったかな。出たのは。ですから2週間くらい遅くなったからこのように出てきてしまっていますけど。そんなことです。

事務局長

後は、ちょうど小足会長が、小声で私に聞いてくれた質問があったので、せっかくなので、みんなに共有したいと思います。新規参入という欄があります。過去3年無かったですよという中で、〇〇さんどうだったっけ。小声で聞いてくれたんです。この件について説明します。〇〇さんというのは、新しくできた法人ということです。新しくできた法人って例えば何かというと、〇〇さんの〇〇さん。新しくできた法人です。新しくできた法人は新規参入ですかという話になります。新規参入ではない。〇〇さんとはということになると、新しくできた法人が新たに農地を新規で取得したということで、農地所有適格法人の数が増えたということにはなるんです。新しく農地を取得しましたから。ですけども、新規参入かといわれると、今までの農業者が株を出し合って、株式会社を作って、その中には2分の1を超えない範囲で、民間のサラリーマンとか社長とかもいらっしやいますけども。新しく会社を作ったんですけども、新規参入ではないんですね。農業者がよりあって法人を作ったことなので。もし、これから皆さんが、だれかと協力して農業法人を作ろうということで作って、それで農地を新たに取得した場合に、法人は一個増えたという押さえになるんですけども、新規参入ですかというと、皆さんベテランの農業者が複数戸で法人を作った時だけだったりするので、新規参入ではない。この数字はそういうことになります。これ実は私もですね。農業委員会来た時、1年目に聞いたんです。新規0というけども、ああいうのってどうなのって聞いて、そういう話でしたので、ちょうどいい質問を小足会長がやさしく、こそこそとしてくれたので、共有します。

会長

はい。わかりました。他何かご意見、ご質問ありますか。なければ、点検・評価結果及び活動計画について決定してよろしいですか。それでは決定いたします。

【その他】

会長
事務局

続きまして<日程第8> その他について

①7月総会の日程について

②農地法第3条第2項第5号(下限面積要件)の考え方について

会長

あとみなさまの方から何かありますか。

各委員

ありません。

会長

ないようでありますので、これで総会を閉めたいと思います。本日は大変お疲れさまでした。